

佐賀大学附属図書館選書専門委員会要項

(平成16年7月29日制定)

(設置)

第1条 佐賀大学附属図書館運営委員会規程(平成16年4月1日制定)第8条第2項の規定に基づき、選書専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、その結果を運営委員会に報告する。

- (1) 附属図書館の蔵書整備に関すること。
- (2) 学生用図書収集に関すること。
- (3) 電子ジャーナルの導入に関すること。
- (4) その他、図書館資料の収集に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長
 - (2) 各学部(理工学部を除く。)及び工学系研究科から選出された運営委員会委員 各1人
 - (3) 全学教育機構長が推薦する教員 1人
 - (4) 館長が指名した情報図書館課員 4人
- 2 前項第2号の委員の任期は、運営委員会委員の任期中とする。
- 3 第1項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 委員会の事務は、情報図書館課(図書雑誌主担当)が行う。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会に関し、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成16年7月29日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年2月14日改正)

この要項は、平成18年2月14日から施行する。

附 則 (平成24年2月29日改正)

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附則 (平成26年1月29日改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則 (平成29年6月9日改正)

この規程は、平成29年6月9日から施行する。